

令和7年度 猪名川町留守家庭児童育成室（学童保育）のしおり

◆ 4 月入所申請書類 当初受付期間

令和6年10月15日（火）～11月29日（金）（土・日・祝祭日を除く）

受付時間：午前8時45分～午後5時30分

- 現在入所中の児童も新たに入所申請が必要です。
- 当初受付期間内で定員を超えた場合は、世帯の就労状況などを審査後、保育の必要性を優先し定員内で入所許可します。
- 定員超過で入所できなかった児童については、待機児童として登録します。

◆入所申請書類提出先

猪名川町役場生活部こども課 （※学校・育成室では受け付けできません）

郵送による提出も可能です。ただし、郵送の場合は受付期間内に必着（当日消印不可）としますが書類に不備がある場合は受け付けできません。また、郵送事故などには対応できませんので、特定記録郵便などをご利用ください。



お申込みは、この「しおり」をよくお読みになり、実施内容などをあらかじめご確認ください。

また、入所後も確認できるように「しおり」は、大切に保管してください。

猪名川町役場 生活部 こども課 留守家庭児童育成室担当

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

TEL：072-768-8720／072-767-7477

FAX：072-766-8906

町 HP：<https://www.town.inagawa.lg.jp>

子育て・教育 → 子育て → 留守家庭児童育成室

このしおりは令和6年9月現在のものであり、変更されることがあります。

◇ も く じ ◇

1. 令和7年度4月入所 申請から入所までのスケジュール……………	1
2. 「猪名川町留守家庭児童育成室」とは ……………	2
3. 育成室の一覧表……………	2
4. 入所対象者……………	2
5. 開室時間……………	3
6. 休室日（育成室を開室しない日）……………	3
7. 育成室の登室・降室……………	3
8. 育成室にかかる費用……………	4～5
9. 入所の申込み・必要な書類……………	6～7
10. 入所の許可と取り消し……………	7
11. 保護者からの連絡・届出……………	8
12. 気象に関する警報が発令された場合……………	9～10
13. 熱中症特別警戒アラートが発令された場合……………	10
14. 猪名川町に震度5弱以上の地震が発生した場合……………	11
15. 緊急事態が発生した場合……………	11～12
16. インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などによる臨時休校の場合…	12
17. 児童のケガ・病気等 緊急時の場合……………	13
18. 安全保険について……………	13
19. 土曜日の利用……………	14～17
20. 留意事項 ～保護者様へのお願い～……………	18

《 参 考 資 料 》

・ 留守家庭児童育成室の自主登室・降室の手引き……………	19～20
・ 育成室に関するQ & A……………	21～22
・ 入所申請書の記入例……………	23～24

1 令和7年度4月入所 申請から入所までのスケジュール

① **入所申請書の提出** 当初受付期間：令和6年10月15日（火）～11月29日（金）

入所申請について、必要書類を用意し、こども課に提出してください。

- 先着順ではありません。
- 現在入所中の児童も新たに入所申請が必要です。
- 入所要件による審査（児童の学年や世帯の状況等）により入所できない場合があります。
- 各育成室には定員があります。定員超過により入所できない場合は待機児童として登録します。
- 当初受付期間を過ぎても入所申請を受付けますが、定員超過の場合は待機となります。

② **入所可否通知**

提出された申請書類を審査し、令和7年1月下旬に入所の可否を通知します。

- 当初受付期間内（11月29日まで）に入所申請し、定員超過で入所許可できなかった児童については、待機児童1番目から登録します。
- 12月2日以降の入所申請において既に定員超過していた場合、待機順位は3月7日締切り後に決定します。（先着順ではありません）

③ **説明会と新規入所児童との面談**

令和7年3月中旬に説明会を行います。説明会后、新規に育成室に入所する方を対象に、各育成室指導員と面談を行います。

- 説明会及び面談日程は入所許可通知書とあわせて送付します。
- 説明会の後各育成室に分かれて児童と一緒に個別に面談し、児童の普段の様子などお伺いします。お伺いした内容は保育の参考とさせていただきます。
- 毎日の持ち物や、育成室での約束事について説明します。

④ **入所**

令和7年4月1日（火）から入所できます。

- 新1年生も入学式前から利用できます。



2 「猪名川町留守家庭児童育成室」とは（以下、「育成室」と表記します。）

保護者の就労・病気などにより、放課後に家庭において適切な保育を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るものです。

※育成室は学習塾ではありません。宿題等の自主学習の時間を設けていますが、家庭で宿題ができているかどうか等のご確認をお願いします。

3 育成室の一覧表

施 設 名		育成室電話番号	定員
猪名川小学校育成室	A	072-766-9078	37人
	B	072-766-9080	37人
楊津小学校育成室		072-768-0031	25人
松尾台小学校育成室	A	072-766-1768	37人
	B	072-766-2100	37人
白金小学校育成室	A	072-765-0200	37人
	B	072-767-3540	37人
つつじが丘小学校育成室	A	072-765-3550	37人
	B	072-765-3055	37人

※各育成室はそれぞれの小学校内にあります。

＜大島小学校児童の場合＞

楊津小学校育成室を利用します。学校授業日（学期中）はタクシーで大島小学校から楊津小学校へ送ります。お迎え及び学校休業中などの送迎は保護者でお願いします。

4 入所対象者

育成室に入所するためには、次に掲げる要件を全て備えていることが必要です。

- ① 町内在住で、町立小学校に在籍する児童。
- ② 保護者及び同居の家族（18歳以上65歳未満）が就労・病気などの事由により、月曜日から土曜日までの6日間のうち3日以上、午後3時以降に家庭において適切な保育を受けることができない児童。
- ③ 育成室の運営に同意をいただくこと。（こども課、指導員の運営にご協力いただけない場合は、退所していただきます）

※育成料・おやつ代の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。

※長期休業中（夏休み等）のみの利用はできません。

5 開室時間

時期		開室時間	延長利用時間
月曜日 ～ 金曜日	通常の授業が行われる日	下校時 ～ 午後 6 時	午後 6 時～午後 7 時
	学校の長期休業日 (夏季・冬季・春季)	午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時	
	学校行事の振替休業日など	午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時	

※延長利用を希望する場合は、前月20日までに「延長利用申請書」の提出が必要です。

※土曜日の利用に関しては、P.14「19 土曜日の利用」を参照してください。

※午後7時以降は保育時間ではありません。

6 休室日（育成室を開室しない日）

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- ② 8月13日から8月16日まで（**学校施設閉鎖日も休室日となります**）
- ③ 12月29日から1月3日まで
- ④ 学校臨時休校時（気象警報発令時や災害発生時等）
⇒詳しくは、P.9～10「12 気象に関する警報が発令された場合」
P.10「13 熱中症特別警戒アラートが発令された場合」
P.11「14 猪名川町に震度5弱以上の地震が発生した場合」
P.11～12「15 緊急事態が発生した場合」
P.12「16 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などによる臨時休校の場合」
を参照してください。
- ⑤ その他こども課が必要と認めるとき

7 育成室の登室・降室

学校授業日に学校から育成室へ登室するとき以外は、保護者等（15歳以上・中学生不可）の送迎が原則です。

特別な事情により保護者等が送迎することができず、児童のみで育成室から帰宅させる必要がある場合（自主降室）及び、学校休業日に児童のみで育成室に出席させる必要がある場合（自主登室）は、利用希望日の 1週間前までにこども課へ申請し、許可を得た場合に限り、自主登室及び自主降室させることができます。（※土曜日の利用、大島小学校児童は保護者の送迎に限る）

※自主登室・降室は、特別な事情により認めるものです。自主登室・降室による事件・事故については保護者の責任となります。P.19～20「自主登室・降室の手引き」を遵守してください。

※現在ご利用中の児童も、入所許可後に新たに申請が必要です。

8 育成室にかかる費用

区 分	金 額	支払方法
育成料	月額 5,000 円	口座引落取扱銀行は、 <u>池田泉州銀行</u> のみとなります。 【振替日は毎月 25 日】
延長育成料（延長利用の場合）	月額 4,000 円	
超過育成料（午後 6 時から午後 7 時の利用） <u>※延長の申請がない場合</u>	1 回あたり 800 円	発生翌月に送付する納付書でお支払ください。 <u>※上限はありません。</u>
超過育成料（やむを得ず午後 7 時を超えた場合） <u>※午後 7 時を超えてのお迎えが恒常的な場合、退所となります</u>	1 回あたり 800 円	
おやつ代（月～金曜日）	月額 2,000 円	各育成室で徴収します。

※1 か月の間に全く利用がない場合でも、1 か月分の育成料等の納付義務が発生します。育成室の利用が不要となった場合（延長利用・土曜日の利用を含む）は、必ず前月 20 日までに、こども課へ届出てください。

届出がない場合は在籍扱いとなり、利用がない場合でも育成料を徴収します。（延長育成料、おやつ代も同様です）

※延長利用申請をしていない場合、午後 6 時から午後 7 時までの利用で児童 1 人につき 1 回 800 円の延長育成料が必要です。さらに、午後 7 時を超える場合は、1 回 800 円が必要です。（午後 7 時を超えた場合、計 1,600 円が必要です）

※前記の他に各種行事等に必要な実費分について、随時徴収する場合があります。

※育成料・おやつ代は月額のため、月途中の入所または退所となっても日割りはありません。

【おやつについて】

おやつは兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所の指導により市販品を使用し、食べ残しや欠席児童分は育成室内で適宜処分します。

欠席などによりおやつを食べない日があっても、おやつ代の日割りはありませんのでご了承ください。

※アレルギーがある児童については、「児童の健康状況」に詳しく記入をお願いします。（入所決定後におやつへの対応についてお聞きしますのでお申出ください）

【育成料減免について】

育成料の減額免除規定に基づき減免制度があります。減額免除を希望される場合は、申請書類をこども課へ提出してください。

申請は毎年度必要です。年度途中の申請はさかのぼって適用できません。減免の決定については、申請書類を審査後に決定通知を送付します。

※現在適用中の児童も、新たに申請が必要です。

育成料の減額免除規定（※おやつ代は減免の対象外です）

区分	減免の額	申請時添付書類
次に掲げる世帯又は児童 ① 生活保護法の規定による被保護世帯 ② 前年度分の町民税の所得割が非課税の世帯	育成料の全額	① 生活保護適用証明書 ② 世帯全員の所得証明書
次に掲げる世帯 ① 児童扶養手当を受給している世帯 ② 特別児童扶養手当を受給している世帯（在籍児童の兄弟姉妹が特別児童扶養手当の対象である場合も減額対象となります）	育成料の 2分の1	① 児童扶養手当証書の写し ② 特別児童扶養手当証書の写し

【休所について】

次の理由の場合は休所ができます。前月20日までに休所届を提出してください。

- ・児童または、保護者の疾病（ケガ、入院）等により、1 か月以上休所する場合。ただし、連続2か月までとします。
- ・学校の長期休業期間（夏休み期間）7月19日（土）から8月27日（水）（予定）までの間、保護者等により保育できる場合。
- ・その他、町長が必要と認める事案が発生した場合。

※休所届の提出がない場合は、1 か月の間に全く利用がない場合でも1 か月分の育成料とおやつ代を徴収します。

【長期休業期間（夏休み期間）の育成料等について】

夏休み期間（7月・8月）の休所をご希望の場合は、提出期限内に休所届を提出してください。提出されますと、下記の育成料で利用していただけます。

休所期間（令和7年度）	提出期限	育成料の額（学校のある日数分の育成料）
① 7月19日～8月27日 （夏休み期間を全て）	6月20日	7月1日～18日の育成料(14日分)3,500円 8月28日・29日の育成料(2日分)500円
② 7月19日～7月31日		7月1日～18日の育成料(14日分)3,500円
③ 8月1日～8月27日	7月22日	8月28日・29日の育成料(2日分)500円

※育成料の日割り計算は、月の日数の基礎を20日として、日割りにより得た額とします。

※育成料の計算方法

7月：5,000円（1か月の育成料）÷20日（基礎日数）×14日（学校のある日数）

8月：5,000円（1か月の育成料）÷20日（基礎日数）×2日（学校のある日数）

※延長育成料やおやつ代についても、同様に学校のある日数分の金額で徴収します。

※上記期間以外の日割りはありません。

9 入所の申込み・必要な書類

【4月からの入所】

当初受付期間内に手続きしてください。毎年度申請書類の提出が必要です。現在、入所・待機していても自動更新はしませんのでご注意ください。

【年度途中の入所】

入所希望日の前月10日まで（土・日・祝日の場合は、その翌開庁日）に入所手続きを
してください。ただし、入所定員に達している場合は待機となります。

【入所申請時に必要な書類】

- ① 育成室入所申請書
- ② 児童の健康状況
- ③ 同意書
- ④ 健康保険被保険者証及び各種医療受給者証の提出について
- ⑤ 保育できない状況を示す証明書類（保護者及び同居の18～64歳の家族・親族）

保育ができない事由	必要書類（申請時に提出する書類）
就労	・就労証明書
就労（自営業）	・就労証明書 ・自営を証明する書類（開業届、確定申告書、営業許可書など）
保護者の疾病・障がい ※1	次の①か②のいずれか と 申立書 ①診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ②手帳の写し（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）
家族の看護・介護 ※1	次の①～③のいずれか と 申立書 ①看護・介護されている方の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ②手帳の写し（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳） ③介護保険被保険者証
就学・職業訓練	在学証明書（受講時間、在学期間が確認できるもの）
求職活動 （入所日もしくは離職日から90日の利用）	・求職活動状況申立書
妊娠、出産 （産前産後8週間の利用）	・母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し）

- ⑥ 延長利用申請書【希望者のみ】 ※2

- ⑦ 土曜日利用申請書【希望者のみ】 ※2

※1 保育ができない事由を証明する書類が提出できない場合は申立書をご提出ください。

※2 ご希望の場合は、入所申請書とあわせてご提出ください

【入所決定後に必要な書類】

- ① 預金口座振替依頼書【新規入所者のみ】 ※取扱い銀行は池田泉州銀行のみ
- ② 自主登室・自主降室申請書【希望者のみ】 ※毎年度提出が必要
- ③ 育成料減免申請書・添付書類【対象者のみ】 ※毎年度提出が必要

10 入所の許可と取り消し

【入所の手続きをされると】

入所申請書類を審査し、1月下旬に育成室入所許可（不許可）通知書を送付します。

【入所が許可されたら】

- ① 4月からの入所 新規入所者は3月中旬に説明会の後、指導員と面談を行いますので、児童同伴のうえ、出席してください。日程は入所決定通知書とあわせてお知らせします。
- ② 年度途中の入所 入所前に育成室で指導員と面談を行います。児童同伴のうえ、出席してください。日程は育成室より連絡します。

【入所の取消・退所】

次のいずれかに該当する場合は入所の許可を取り消し、退所となります。

- ① 退所届が提出された場合
- ② 児童が通学する小学校を転校する場合
- ③ 保護者や同居の家族が児童を保育できるようになったとき
- ④ 児童の無断欠席や保護者のお迎え時間の遅滞が恒常的な場合
- ⑤ 午後7時を超えてのお迎えが恒常的な場合
- ⑥ 入所申請書の内容に事実と異なる記載があることが判明したとき
- ⑦ 育成料を滞納した場合
- ⑧ 休所届の提出がなく連続して2か月を超えて育成室の利用がない場合
- ⑨ 児童が他の児童の利用を妨げる行為をおこなったとき
- ⑩ 育成室の運営（集団生活）に著しく支障をきたしたとき
- ⑪ その他町長が必要と認めた場合

【退所後の再入所】

退所後に同一年度内で再入所申請することは原則できません。

（例）求職活動期間（3か月）終了により退所し、再び求職活動を理由に入所申請をする
学校の長期休業期間のみ入所申請する など

11 保護者からの連絡・届出

次の場合は、連絡・届出が必要です。

① 児童を「欠席」させる場合

- ・欠席（事前に予定している欠席）の連絡は、必ず前もって（前日までに）連絡帳もしくは電話（留守番電話可）にて育成室にお知らせください。児童の口頭による連絡は受け付けません。無断欠席をした場合は、児童の安全確保のため保護者の緊急連絡先に連絡します。

- ・急な欠席や学校を早退した場合は、必ず育成室まで電話で連絡してください。（育成室の開室時間外は留守番電話に入れてください）

※留守番電話にメッセージを残す場合は、必ず「氏名」・「学年」・「要件（いつ・どうなるのか）」をはっきりと話してください。

② 児童に「自主登室・降室」させる場合 ※自主登室・降室の手引きを遵守（P.19～20）

- ・事前（利用希望日の1週間前まで）に申請書をこども課へ提出し許可を受けてください。
- ・自主登室させる日は前日まで（自主降室させる日は当日）に、必ず連絡帳、もしくは電話にてお知らせください。児童の口頭による連絡は受け付けません。

③ 「延長利用」をする場合

- ・事前（前月20日まで）に利用申請書をこども課へ提出してください。
- ・利用を中止する場合も、事前（前月20日まで）に利用中止届出書をこども課へ提出してください。

④ 育成室を「休所」する場合

- ・児童または、保護者の疾病（病気、ケガ）等の事由により、1か月以上休所する場合や学校の長期休業期間（夏休み期間）に休所する場合は、事前（前月20日まで）に休所届をこども課へ提出してください。（病気、ケガ等の場合は状況がわかる書類の添付が必要です）
- ・連続2か月を超えての休所はできません。

⑤ 育成室を「退所」する場合

- ・事前（前月20日まで）に退所届をこども課へ提出してください。

（例）6月1日から利用をやめたい場合は、5月20日までに手続きが必要

⑥ 届出事項に変更が生じた場合

- ・児童や保護者の住所・氏名・勤務状況・緊急連絡先等に変更が生じたときは、変更届を速やかにこども課へ提出してください。勤務状況が変わった場合は「就労証明書」の提出が必要です。

⑦ その他育成室へ連絡する必要がある場合

12 気象に関する警報が発令された場合

【平日】

気象警報発令時間	小学校の対応	育成室の対応
① 午前 7 時までに解除	通常通り	通常通り
② 午前 7 時現在発令中	臨時休校	臨時閉室
③ 登校後に発令	警報発令時に下校時刻を判断し下校	午後 1 時から開室 児童の安全を図るため、また、給食を食べていない場合もあるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止
④ 育成室開室中に発令	—	児童の安全を図るため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止

【平日】 特別警報の場合

特別警報発令時間	小学校の対応	育成室の対応
① 午前 7 時現在 特別警報発令中	臨時休校	臨時閉室
② 登校後に 特別警報発令	学校待機の場合	臨時閉室
	(解除後) 保護者に引き渡しの場合	臨時閉室
	(解除後) 一斉下校の場合	午後 1 時から開室 危険が予測されるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止
③ 育成室開室中に 特別警報発令	—	危険が予測されるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止

※いずれの場合も、学校が臨時休校とする場合があります。この場合は育成室も臨時閉室します。

※登校・登室後に警報が発令された場合、途中で解除になっても、自主降室の中止と速やかなお迎えのお願いは継続します。



【学校長期休業日、学校代休日】

気象警報発令	育成室の対応
① 午前 7 時まで解除	通常通り
② 午前 7 時現在発令中	臨時閉室
③ 育成室開室中に発令	児童の安全を図るため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止

※途中で警報が解除になっても、自主降室の中止と速やかなお迎えのお願いは継続します。

【学校長期休業日、学校代休日】 特別警報の場合

特別気象警報発令	育成室の対応
① 午前 7 時まで解除	通常通り
② 午前 7 時現在 特別警報発令中	臨時閉室
③ 育成室開室中に 特別警報発令	危険が予測されるため、保護者は直ちにお迎えをお願いします。 ※自主降室中止

※途中で警報が解除になっても、自主降室の中止と直ちにお迎えのお願いは継続します。

13 熱中症特別警戒アラートが発令された場合

「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合（前日の午後 2 時頃に発令）、町立小中学校幼稚園は、臨時休校となります。

これに伴い、留守家庭児童育成室も臨時閉室とします。

※長期休業日などの学校休業日に発令された場合においても、留守家庭児童育成室は臨時閉室となります。

発令日・時刻	小学校の対応	育成室の対応
前日の午後 2 時頃	臨時休校	臨時閉室

14 猪名川町に震度5弱以上の地震が発生した場合

【平日】

地震時刻	小学校の対応	育成室の対応
① 学校登校前に発生	臨時休校	臨時閉室
② 学校登校後に発生	学校待機の場合	臨時閉室
	保護者に引き渡しの場合	臨時閉室
	一斉下校の場合	午後1時から開室 危険が予測されるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止
③ 育成室開室中に発生	—	危険が予測されるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止

※いずれの場合も、学校が臨時休校とする場合があります。この場合は育成室も臨時閉室します。

【学校長期休業日、学校代休日】

地震時刻	育成室の対応
① 午前7時30分までに発生	臨時閉室
② 育成室開室中に発生	危険が予測されるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。 ※自主降室中止

15 緊急事態が発生した場合

緊急事態が発生した場合、町内の小学校の全部または一部が一斉下校などの措置をとることがあります。

このような場合、原則として育成室は開室しますが、保護者の緊急連絡先に、その旨を連絡しますので、保護者が必ずお迎えに来てください。（自主降室は中止します）

育成室の開室中に緊急事態が発生した場合も同様な対応です。

<Jアラート（全国瞬時警報システム）等により緊急情報が発信された場合の対応>

緊急情報（ミサイル発射情報・避難呼びかけ）発信		兵庫県に「ミサイル通過情報」または「日本の領海外の海域に落下の情報」が	小学校の対応	育成室の対応
【平日】 児童が在宅中	⇒	① 午前10時までに 発信された場合	登校 （給食あり）	通常通り
	⇒	② 午前10時までに 発信されない場合	臨時休校	臨時閉室

【学校休業日】 児童が在宅中	⇒	①午前 7 時までに 発信された場合	—	通常通り
	⇒	②午前 9 時までに 発信された場合	—	発信後から開室 保護者の送りがある場合に限り 登室可能。 ※自主登室中止
	⇒	③午前 9 時までに 発信されない場合	—	臨時閉室
【平日】 【学校休業日】 育成室開室中	⇒	①発信されるまで	—	安全な場所で待機
	⇒	②発信されたら	—	引き続き開室 ※自主降室中止

16 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などによる臨時休校の場合

【小学校が臨時休校となった場合】

決定当日は育成室を開室しますが、翌日より学校の対応にあわせて育成室も閉室します。

【学校・学年・学級が閉鎖となった場合】

決定当日は育成室に登室できますが、翌日より児童は自宅休養となりますので、当該学年・学級閉鎖の対象となった児童は本人に症状がみられなくても、出席停止のため、育成室に登室することはできません。

※臨時休校となった場合は、速やかなお迎えをお願いします。

※その他、緊急事態宣言等が発令された場合は、学校にあわせて対応します。



17 児童のケガ・病気等 緊急時の場合

開室中に、ケガや病気などにより集団保育ができなくなった場合は、保護者の緊急連絡先にお迎えの連絡をします。

※入所を許可された児童は、こども課において団体傷害保険に加入します。（保護者の保険料負担は不要）医療機関を受診した場合は傷害保険の対象となる場合があります。

18 安全保険について（公益財団法人スポーツ安全協会）

※学校でご加入の「日本スポーツ振興センター（スポーツ保険）」とは異なります。

入所を許可された児童は、団体傷害保険に加入します。
保険料は、町が負担しますので、別途ご負担いただく必要はありません。

【対象となる事故】

育成室の管理下で行われた団体行動と、自宅と育成室との通常経路往復途上の傷害事故等が対象です。

【保険金額】

区 分	保険金額	請求期間・上限等
死亡	3,000 万円	—
後遺障害	4,500 万円	—
入院日額	4,000 円	支払い対象は事故の日から 180 日以内 支払い日数は 180 日限度
通院日額	1,500 円	支払い対象は事故の日から 180 日以内 支払い日数は 30 日限度

※入院・通院は治療日数 1 日目から補償されますが、治療に伴う治療費の実費ではなく、1 日あたりの定額保険金が支払われます。

※医療費等については保護者負担となります。

【保険請求の流れ】

- ①育成室よりこども課へ事故報告（通院された場合は育成室へご連絡ください）
- ②こども課よりスポーツ安全協会へ事故通知
- ③保険会社より保護者へ保険請求書送付
- ④保護者より必要事項をご記入のうえ、保険会社へ保険請求書送付

19 土曜日の利用（開室場所：星児園七夕）

開室日	開室場所	土曜日開室時間	延長利用時間
土曜日	ほしのこえん たなばた 星児園 七夕 伏見台 1 丁目 1-70 (TEL: 072-765-0770)	午前 8 時～午後 6 時	午後 6 時～午後 7 時 (星児園 七夕と個別契約 での利用となります)

（１）土曜日利用の対象者 ※土曜日のみの利用はできません。

- ① 猪名川町留守家庭児童育成室に在籍している児童。
- ② 土曜日に、保護者及び同居の家族が就労・病気などの事由により、月 3 日以上家庭において適切な保育を受けることができない児童。

【注意】P.7「10 入所の許可と取り消し」【入所の取消・退所】に該当する場合は、土曜日利用の入所許可を取り消し、退所となります。

（２）休室日

- ① 国民の祝日に関する法律に定める休日
- ② 8 月 13 日から 8 月 16 日まで
- ③ 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- ③ 気象警報発令時や災害発生時等
- ⑤ 星児園七夕の行事日（10 月 11 日、10 月 18 日、2 月 14 日、3 月 14 日）
※行事日は予定のため、変更になる可能性があります（事前に通知します）。
- ⑥ その他、町長が必要と認めるとき

（３）土曜日利用の育成料

区 分	金 額	支払方法
土曜日利用育成料	月額 3,000 円	育成料（平日分）とあわせて、こども課が徴収します。
おやつ代（土曜日）	月額 500 円	星児園 七夕が口座引落で徴収します。
給食代（土曜日） ※星児園 七夕との個別契約	月額 1,200 円	
延長利用料（午後 6 時から午後 7 時の利用） ＜希望者のみ＞ ※星児園 七夕との個別契約	1 回あたり 800 円	星児園 七夕が口座引落で徴収します。 利用実績により、1 か月毎にお支払いいただきます。
七夕公式プロ LINE 通信料	月額 300 円	星児園 七夕が口座引落で徴収します。

※土曜日利用にかかるおやつ代・給食代・延長利用料の口座引落日は翌月 20 日です。

※口座引落取扱い銀行はゆうちょ銀行のみとなります。

※1 か月の間に全く利用がない場合でも、1 か月分の育成料等の納付義務が発生します。土曜日の利用が不要になった場合は、必ず事前（最終利用月の 20 日まで）に、こども課へ届出てください。

届出がない場合は在籍扱いとなり、利用がない場合でも育成料を徴収します。（おやつ代・給食代も同様です）

※前記の他に各種行事等に必要な実費分について、随時徴収する場合があります。

※育成料・おやつ代・給食代は月額のため、月途中の入所または退所となっても日割りはありません。

※「七タ公式プロ LINE」は、園からのお知らせ通知の他、欠席連絡とお迎え 10 分前連絡・薬の与薬依頼などが LINE から行うことができます。面談時に登録していただきます。

（４）利用についてのお願い

○ 必ず保護者が開室場所への送迎を行い、児童を指導員へ引き渡してください。お迎えの方が変わる場合は必ず連絡してください。（18 歳以上の方の送迎に限ります）

※自主登室・降室はできません。

○ 延長利用申請（星児園七タとの個別契約）をしていない場合、午後 6 時から午後 7 時までの利用で児童 1 人につき 1 回 800 円の延長利用料がかかります。

（５）土曜日利用の連絡・届出について

①土曜日の利用を希望する場合（提出先：こども課）

- ・「土曜日利用申請書」の提出が必要です。
- ・年度途中からの利用については、利用希望月の前月 10 日までに「土曜日利用申請書」を提出してください。
- ・利用が決定となった場合、新規利用の児童については、面談があります。
- ・定員があるため、定員超過した場合は待機となります。

②土曜日利用を中止する場合（提出先：こども課）

- ・事前（最終利用月の 20 日まで）に「土曜日利用中止届出書」の提出が必要です。

③土曜日利用を「休所」する場合（提出先：こども課）

土曜日利用に限り、勤務等の都合で 1 か月休所することができます。この場合は事前（前月 20 日まで）に休所届を提出してください。

※連続 2 か月を超えての休所はできません。

※待機児童がいる場合、出席日数が少ない方や休所される方に対して、土曜日利用の中止について相談させていただきます。

④土曜日利用を欠席する場合（連絡先：星児園 七夕）

- ・土曜日利用を欠席する場合は、木曜日までに星児園七夕に連絡してください。

無断欠席をすることがないように、必ず連絡してください。（TEL：072-765-0770）

⑤延長利用を希望する場合（申込先：星児園 七夕）

- ・延長利用（午後 6 時～午後 7 時）は、事前に星児園七夕に申請してください。
- ・午後 7 時が閉室時間となります。必ず 7 時までに園を出るよう守ってください。

※午後 7 時以降のお迎えはできません。午後 7 時以降にお迎えに来られた場合は、15 分刻みで 600 円ずつ追加料金を徴収します。

（6）インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などによる学級閉鎖の場合

＜土曜日利用＞

インフルエンザなどにより、学校・学年・学級が閉鎖となった場合、児童は自宅休養となりますので、本人に症状がみられなくても出席停止のため、育成室（土曜日利用）に出席することはできません。

※学校・学年・学級が閉鎖となった場合は速やかに星児園七夕に連絡してください。

（7）気象に関する警報が発令された場合 ＜土曜日利用＞

気象警報発令	育成室＜土曜日利用：星児園 七夕＞の対応
①午前 7 時までに解除	通常通り
②午前 7 時現在発令中	臨時閉室
③育成室開室中に発令	児童の安全を図るため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。

特別警報の場合

特別気象警報発令	育成室＜土曜日利用：星児園 七夕＞の対応
①午前 7 時までに解除	通常通り
②午前 7 時現在 特別警報発令中	臨時閉室
③育成室開室中に 特別警報発令	危険が予測されるため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。

熱中症特別警戒アラートが発令された場合

発令日・時刻	育成室＜土曜日利用：星児園 七夕＞の対応
前日の午後２時頃	臨時閉室

地震（※猪名川町に震度５弱以上の地震が発生した場合）

地震発生時刻	育成室＜土曜日利用：星児園 七夕＞の対応
①午前８時までに発生	臨時閉室 ※余震の恐れを踏まえ、育成室を臨時閉室とします
②育成室開室中に発生	児童の安全を図るため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。

土砂災害（※伏見台１丁目に土砂災害による避難指示が発令された場合）

避難指示発令	育成室＜土曜日利用：星児園 七夕＞の対応
①午前８時までに発令	自宅待機
②午前９時までに解除	解除時から開室 ※給食停止となるため、 <u>昼食を持参</u> してください
③午前９時現在発令中	臨時閉室
④育成室開室中に発生	児童の安全を図るため、保護者は速やかなお迎えをお願いします。

※ 特別警報等の発令に関係なく、公共交通機関の運休・通行止めにより、職員の確保が困難な場合も臨時閉室および自宅待機となることがあります。



20 留意事項 ～保護者様へのお願い～

- ① 育成室では緊急の場合を除き、指導員による付き添い下校は、行っていません。
- ② 育成室を「利用する」「利用しない」に関わらず、日頃より、児童の安全・安心について、保護者と児童がよく話し合って、保護者からのご指導ください。
- ③ 育成室に必要な持ち物は、おたより等でよく確認して、忘れないように持たせてください。

※学校給食がない日は、お弁当・水筒を持たせてください。

※一日保育のときは、お弁当・水筒・学習用具を持たせてください。

- ④ 保護者の方が在宅される場合は、ご家庭で児童と一緒に過ごしてください。
- ⑤ 子育て支援アプリ「すくすくいなっ子」b y 母子モについて

留守家庭児童育成室では、不審者情報、気象情報等の連絡を施設別に保護者のスマホに配信しておりますので、子育て支援アプリ「すくすくいなっ子」をダウンロードしていただき、入所している育成室の登録を必ずしていただくようお願いいたします。

なお、スマホをお持ちでない方や登録できない場合は、入所後に各育成室にご相談ください。



- ⑥ いなぼうネットについて

猪名川町では「いなぼうネット」を用いて防災や緊急情報をいち早くお知らせしております。気象情報や熱中症特別警戒アラートの情報が配信されますので、ご登録いただき育成室の閉室状況の確認にお役立てください。



登録はこちらから

- ⑦ かわにしファミリーサポートセンターについて（有料）

子育てを応援したい人（協力会員）と、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）が会員に登録し、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。育成室への児童の送迎や預かりなど、短時間のサポートが中心です。

猪名川町の住民もかわにしファミリーサポートセンターを利用できます。

＜活動内容の詳細や会員登録についてのお問い合わせ＞

かわにしファミリーサポートセンター

〒666-0017 川西市火打 1 丁目 12-16 キセラ川西プラザ福祉棟 1 階

TEL：072-740-6800 FAX：072-759-5203

MAIL：famisapo@k-shakyo.or.jp

留守家庭児童育成室の自主登室・降室の手引き（令和7年度）

1. 自主登室・降室は ……

- ① 保護者の就労等で送迎ができない場合に、児童のみで登室・降室することを特別に認めるものです。
- ② 自主登室・降室における事件・事故については、全て保護者の責任、対応となります。
- ③ 学校敷地内で行われるクラブ活動等に参加される場合、児童のみで育成室から出向く場合は自主降室の取り扱いになります。（育成室に再入室はできません。）

2. 自主登室・降室を申請できる児童

- ① 自主登室は、保護者が就労等で開室時間中に児童を育成室へ送る事ができない児童。
- ② 自主降室は、保護者が就労等で育成室に迎えができない児童。

3. 自主登室・降室の申請

- ① 自主登室・降室を希望される場合は、「自主登室・降室申請書」を利用希望日の1週間前までに、こども課へ提出してください。受付審査のうえ対象児童と認めた場合には、許可書を発行します。

4. 自主登室・降室の方法

- ① 自主登室・降室については、原則、通常の通学路を徒歩でお願いします。
※ お子さんにその旨を十分に説明し、理解させておいてください。
- ② 1年生は3学期修了式まで、自主登室・降室はできません。
ただし、2年生以上中学生以下と同伴して登室・降室する場合は可能とします。

5. 自主登室・降室のできる時間

- ① 自主登室できる時間
午前8時～8時20分の間に児童が育成室へ登室してください。この時間以外に自主登室させることはできません。
2年生以上中学生以下と同伴して登室する場合も同様とします。
- ② 自主降室できる時間
・ 午後5時まで（11月から2月の冬季期間は午後4時まで）とします。この時間より後には自主降室できません。
ただし、11月から2月の冬季期間であっても、学校敷地内で行われるクラブ活動等に参加される場合は、午後5時まで降室できるものとします。

- ・ 自主降室する時間は正時（各時間の〇〇分、たとえば午後２時、３時、４時 等）、
とします。
- ・ 育成室にお迎えの方（小学２年生以上中学生以下）と同伴して帰る場合は、正時でなくても自主降室できます。中学生が同伴して帰る場合は、冬季期間でも午後５時まで自主降室できます。

※１５歳以上（中学生不可）が迎えにくる場合は、通常のお迎えと同じ扱いです。

6. 自主登室・降室の連絡

- ① 自主登室させる都度、前日までに必ず連絡帳もしくは電話で、育成室に連絡してください。

なお、やむを得ない事情が生じ、自主登室を中止、もしくは急きょ、自主登室とする場合には、自主登室の当日午前８時までに電話で育成室に連絡をしてください。

- ② 自主降室させる都度、当日に必ず連絡帳もしくは電話で、自主降室する旨、降室時間及び方法等を育成室に連絡してください。やむを得ない事情が生じ、自主降室を中止、もしくは、急きょ、自主降室をさせる場合は、速やかに電話で、育成室に連絡してください。

7. 自主登室・降室の中止

- ① 気象警報・特別警報の発令、震度５弱以上の地震が発生した場合は、自主登室・降室はできません。（警報が途中で解除になっても自主登室・降室はできません。）

※ 詳しくは、留守家庭児童育成室のしおり P.9～11 に記載

- ② 不審者情報等、緊急事態発生の場合には、自主登室・降室を中止する場合があります。
自主降室が中止された場合は、速やかなお迎えをお願いします。
- ③ 急な気象状況の変化（雷等）があった場合には、自主降室の中止について保護者と相談させていただきます。



*** 育成室に関する Q&A ***

入 所 申 請 に つ い て

Q.1 4月から入所したいのですが、早めに申請した方が有利ですか？

A.1 先着順ではありません。

当初受付期間に申請いただいた場合、児童の学年や世帯の就労状況などを審査し、保育の必要性の高い方から優先して決定します。

ただし、当初受付期間を過ぎての申請の場合、定員を超過していれば待機となります。当初受付期間内の提出をお願いします。

Q.2 求職活動中ですが、入所申請できますか？

A.2 申請可能です。

入所日もしくは離職日より90日の期間限定入所となります。なお、就労証明書かわりに「求職活動申立書」を提出してください。

就労が決まった場合、速やかに就労証明書をこども課へ提出してください。

Q.3 仕事の終業時間が午後3時より前ですが、入所申請できますか？

A.3 帰宅時間が午後3時以降であれば申請可能です。

審査対象となる時間には通勤時間も含まれます。そのため、終業時間に通勤時間を足した時間が午後3時を越えていれば申請は可能となります。ただし、週に3日以上就労が必要です。

Q.4 きょうだい申請をする場合、就労証明書は人数分必要ですか？

A.4 原本1部とコピーで結構です。

「就労証明書」は人数分必要ですが、コピーで代用可能となります。原本を1部提出していただきましたら、こども課でコピーいたします。

保育園や認定こども園の申請をされる場合も、原本は1部で結構です。すでに提出済みの場合は窓口でお申し出ください。

Q.5 祖父母/おじおば/18歳以上のきょうだいと同居していますが、全員分の就労証明書が必要ですか？

A.5 18～64歳までの同居者全員の保育が不可能である証明書が必要です。

同居のご家族で、18歳～64歳までの方がいる場合、全員の保育が不可能である証明が必要となります。「就労証明書」「学生証」「申立書」等、該当するものを提出してください。詳しくは、しおりP.6「入所の申込み・必要な書類」をご参照ください。

Q.6 もうすぐ出産予定ですが、上の子どもの入所申請はできますか？

A.6 申請可能です。

産前・産後それぞれ8週間の期間限定入所となります。なお、申請時に「母子手帳の写し」が必要となります。

Q.7 自営業をしています、入所申請できますか？

A.7 申請可能です。

自営業の場合、規定の「就労証明書」のほかに、自営業の証明が必要になります。「確定申告の写し」「開業届の写し」「請求書」「出荷証明書」などいずれかの添付が必要となります。

Q.8 申請書類にある「同意書」No.11「育成室の運営に著しく支障をきたした場合は、退所（辞退）します。・児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った場合」とはどのような状況ですか？

A.8 集団生活を乱す行動をすることです。

育成室は集団生活です。ルールが守れない、指導員の運営にご協力いただけない、他の児童にけがを負わせるなど、危険な行動が続きますと指導員が1人の児童の対応に追われ、ほかの児童を安全に見守ることができなくなります。そのため、退所していただく場合があります。

利 用 に つ い て

Q.9 ひとり親世帯の育成料は減額されますか？

A.9 児童扶養手当の受給世帯であれば減免対象となりますが別途申請が必要です。

児童扶養手当を受給している世帯であれば、減額免除の対象となりますが、申請が必要です。減免をご希望の場合は、必ず「減免申請書」をこども課窓口へ提出してください。さかのぼっての申請はできません。ただし、おやつ代は対象外となりますので、育成室にてお支払いください。

Q.10 学校を欠席する場合、育成室にも連絡は必要ですか？

A.10 連絡が必要です。

学校から育成室へは連絡が入りませんので、必ず保護者からの連絡をお願いします。お子さんからの申告は受けられません。連絡帳や電話（留守電）、お迎え時に（口頭で）ご連絡ください。

Q.11 留守番ができるか様子を見るため、1か月休所できますか？

A.11 休所することはできません。

休所が可能となっているのは、児童または保護者の怪我や入院等により1か月以上療養が必要な場合、夏休み期間に自宅で保育が可能な場合、その他、町長が必要と認める事案が発生した場合に限ります。

Q.12 年度途中で仕事が変わった場合、どのような手続きが必要ですか？

A.12 「届出事項変更届」と「就労証明書」の提出が必要です。

こども課窓口にて「届出事項変更届」と「就労証明書」を速やかに提出をお願いします。「就労証明書」が後日になる場合は「申立書」に遅れる旨を明記し、提出してください。

Q.13 欠席した日のおやつや、残ったおやつはどうしているのですか？

A.13 食べ残しや欠席児童分は育成室内で適宜処分しています。

おやつは兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所の指導により市販品を使用し、食べ残しや欠席児童分は、育成室内で適宜処分しています。欠席などによりおやつを食べない日があっても、おやつ代の日割計算は行いませんのでご了承ください。

記入例

令和7年度留守家庭児童育成室入所申請書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

猪名川町長 様

保護者 住 所 猪名川町 **上野北畑11-1**

フリガナ **イナガワ タロウ**

氏 名 **猪名川 太郎**

電 話 **072-766-0000**

次のとおり入所の申請をします。

フリガナ	イナガワ イナボウ		性別	男	生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
児童氏名	猪名川 いなぼう					
通学校名	〇〇〇 小学校 1 年 (令和7年度学年)		支援児学級在籍	☐ 有 ☒ 無 ☐ 未定	希望入所日	☒ 4月1日～ ☐ 月 日～
申請理由	父	氏名	猪名川 太郎		☒ 就労 ☐ 介護・看護 ☐ 疾病・障がい ☐ 就学 ☐ 求職	
		携帯:	000 - 0000 - 0000		☐ その他 ()	
	母	氏名	猪名川 花子		☒ 就労 ☐ 介護・看護 ☐ 疾病・障がい ☐ 就学 ☐ 求職	
		携帯:	000 - 0000 - 0000		☐ その他 ()	
現在の状況	☐ 新2～6年生		現在の入所状況 ☐ 新規入所 ☐ 現在入所中 ☐ 以前入所していた (年度) ☐ ☐ 兄弟姉妹が在籍している/していた			
	☒ 新1年生		現在の保育状況 (4月入所時のみ記載) 園名: 〇〇〇保育園 所在地: 猪名川 (市/町)			

緊急連絡先 ※日中必ず連絡がとれる番号を優先順位順に記入してください	順位	氏名 電話番号	続柄	連絡先区分 (該当箇所には○)
	1	猪名川 花子 000 - 0000 - 0000	母	☒ 携帯 ・ 自宅 ・ その他 () 勤務先 (社名: 部署・内線番号:)
2	猪名川 花子 000 - 0000 - 0000	母	携帯 ・ 自宅 ・ その他 () ☒ 勤務先 (社名: 〇〇〇病院 部署・内線番号: 000)	
	3	兵庫 キク子 072 - 766 - 0000	祖母	携帯 ・ ☒ 自宅 ・ その他 () 勤務先 (社名: 部署・内線番号:)
4		猪名川 太郎 000 - 0000 - 0000	父	☒ 携帯 ・ 自宅 ・ その他 () 勤務先 (社名: 部署・内線番号:)

延長・土曜日の利用	☒ 延長利用希望 令和 〇 年 〇 月 〇 日～ ☐ 土曜日利用希望 令和 年 月 日～	※延長および土曜日をご利用の場合は、 各申請書を入所申請書と併せてご提出ください
利用希望曜日	☒ 月 ☒ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☒ 金 ☐ 土	※自宅での保育が不可能な曜日に ☒ をしてください (土曜日は3回/月以上保育が不可能な場合のみ ☒)

※以下に該当する場合は減免の申請が可能です
適用には別途申請が必要となりますので、本申請書をご提出の際にお申し出ください
(毎年申請が必要です)
(全額免除) 生活保護受給世帯 住民税非課税世帯
(半額減額) 児童扶養手当受給世帯 特別児童扶養手当受給世帯

【裏面も記入してください】

記入例

留守家庭兒童育成室入所兒童世帯調査

	フリガナ	児童との続柄	年齢 令和7年 4月1日時点	学年 令和7年 4月1日時点	令和7年4月見込（4月以降は申込み時点） ・勤務先名、勤務先電話番号 ・学校園名
	氏 名				
入所児童	イナガワ イナボウ 猪名川 いなぼう	本人	6	1年	
	イナガワ タロウ 猪名川 太郎	父	38		(株)〇〇〇商店 〇〇部〇〇課 電話：06-〇〇〇〇-××××(内線100)
同居者の状況（別世帯を含む同居所の同居者）	イナガワ ハナコ 猪名川 花子	母	33		〇〇〇病院 医療課 電話：072-〇〇〇-××××(内線000)
	イナガワ ツツジ 猪名川 つつじ	姉	9	4年	〇〇〇小学校 電話：
	イナガワ シロウ 猪名川 二郎	弟	4	4歳児クラス (年中)	〇〇〇保育園 電話：
	イナガワ マツコ 猪名川 松子	祖母	65		〇〇〇ストア 〇〇店 電話：072-〇〇〇-××××
	同居所に住む家族全員を記入してください。 勤務先名・勤務先電話番号は必ず記入してください。				
					電話：

自宅から学校までの通学路 略図（できるだけ公共施設、目印等の目標物を記入してください）

※インターネットからの印刷添付可
通学路を赤ペン（太字）でなぞってください

<補足>

自宅から学校の通学経路を赤線（太字）で示してください。

インターネットの地図を印刷して貼り付けても構いません。

(大島小学校の方については、自宅から大島小学校までの略図を記入してください。)